

議案第142号

鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例制定の件  
鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。  
令和2年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(知事及び副知事の期末手当支給条例の一部改正)

第3条 知事及び副知事の期末手当支給条例(昭和26年鹿児島県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 知事及び副知事の期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年鹿児島県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年鹿児島県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

人事委員会の令和2年10月26日付けの勧告等に鑑み、本県職員の給与を改定する等のため、所要の改正をしようとするものである。